

## 農民の賃労働者化と農民教育の課題（その2）

神 田 嘉 延

### Conversion of Peasants into Proletariats and the Problem of Peasants Education (Part 2)

Yosinobu KANDA

#### 目 次

##### 序 章

第一節 農民の貧困化と生活学習

第二節 農民の賃労働者化と農村住民自治の形成

第一章 農民の賃労働者化と安全衛生教育 ——出稼ぎにおける人身事故問題を中心にして——

第一節 出稼ぎの人身事故の原因別類型

第二節 出稼ぎの不安定就労性と人身事故

第三節 健康障害者、高齢者の出稼ぎと人身事故

第四節 安全衛生教育体系と出稼ぎ

（以上第30巻）

第二章 農民の賃労働者化と農村婦人教育

第一節 農民家族と家父長制

第二節 主婦農業化と婦人の役割

第三節 農村誘致工業と農家主婦労働者

第四節 過疎化における農家の生活形態と婦人の役割

——鹿児島県川辺郡笠沙町の事例を中心に——

（以上本巻）

## 第二章 農民の賃労働者化と農村婦人教育

### 第一節 農民家族と家父長制

#### (1) 戦前の農民家族の性格

戦前における農村婦人問題は、家父長的家族制度と深く結びついて顕在しなかった。

丸岡秀子氏は、農村において、婦人問題の側面を明確にしはじめたのは、昭和30年ごろを境としてであるということを次のようにのべている。

「これまで婦人は、その生活に埋没したままである限り、“問題対象”にはならなかった。

それが婦人問題となるためには、婦人たちの意識が“人間的要求”としての“権利意識”に結び

つき、それが社会的評価の場に登場したときはじまる。……過酷な労働に従事しながら、また家制度の深層に沈んで、その矛盾を一身にひきうけながら、その労働は評価されず、差別と忍従と沈黙のなかに存在するまま、問題提起のための組織的行動は不発だった。

たまたま、忍従の限界が、人間の性根本につきあったとき、“悲話”“哀話”として、それは散発するものでしかなかった。」注（1）

この問題指摘は、婦人解放運動の実践的観点から農村婦人問題を位置づけていることであり、近代的市民人格の確立としての権利意識との関係で問題の提起を行なっている。

いうまでもなく、戦前における家父長的家族制度は、絶対主義的天皇制と結びつき、その問題は、個々の家族内の人間関係では処理できない。

ところで、日本資本主義の特殊な発展構造は、半封建的諸関係を利用しながら強蓄積と体制的維持を支えてきた。

ここに天皇制の物質的基礎の根幹があるが、一方、その社会的基礎として、農民の家父長的家族制度の存在があったのである。

「小規模生産は、まず、直接的に半封建的搾取関係の基礎を構成するものとして考察されるよりも、むしろ、家長的社会とその諸関係に適應する社会状態を構成するものとして考察せられるものであって、日本資本主義が、全然、中世的な社会を土台として開展する瞬間に基いて発生し、しかも資本主義発展の基本的矛盾によって、ながく保存せしめられねばならなかった農業・工業における小規模生産が、かかる社会的諸関係を構成するものとして、天皇制政府の社会的基礎を形成したのである」注（2）

日本の農民家族の家父長制は、アジア的形態をもつ家父長制であり、個々の農民生活内のみにおける問題でない。玉城 肇氏は、この問題について明確に展開している。

「アジア的形態においては、下級の家父長は土地の真の所有者でもないし、また剰余生産物の取得者でもなくて、最高の家父長（専制的支配者）のみが、唯一の所有者であり、剰余生産物の取得者であるということを基礎として、真実のかつ唯一の家父長は、専制的支配者のみであって、下級のもろもろの家父長はそれへの従属者たるにすぎない。

彼らは現実の小集団における統率者としては家父長としての権力と地位とをもっているが、上級の家父長に対しては、他の家族員と同じ従属者である。

この意味で、彼もまた家族員と同様におかれているのである。……

世襲的に土地を利用し占有する権利を与えられている農民も、アジア的封建社会においては個々の自立経営的な農民ではなくて、十分に独立性を獲得しえない集団としての農民（共同体の成員としての農民）であったのである。」注（3）

玉城 肇氏の指摘するアジア的形態の家父長は、戦前の日本の資本主義の特殊構造の中で、半封建的諸関係として編成されたのである。

資本主義の形成は、農民を収奪して、自由な賃労働者の創出を必要とすることは、いうまでもな

いことだが、日本の特殊性は、土地から離さず、小作貧農の家計補充的な出稼ぎ労働力を狩り出したのである。

玉城氏は、「日本資本主義のもとに存在する家族集団内の人と人との関係を分析・究明する場合にも、残存せる封建的要素と共同体要素とがあり、それがからみあっているし、さらには新たに浸透した資本主義要素をも加えて、三つの要素が、互に補充し合い、依存し合い同時に矛盾し合いながら存在していることになる」注(4)とのべている。

アジア的形態の「共同体」は、絶体主義的天皇制の統治機構として再編強化され、半封建的地主制は、下位の「共同体」の統率者として振るまったのである。そこでは、農民の全生活過程をそっくり、半封建的隷属関係として動員したのである。

家父長制家族を利用したの支配は、制度的に、明治31年の民法の成立からであった。

そこでの家父長的イデオロギー構造は、天皇制支配の精神的支柱の1つとなった。

有地 亨氏は、家族国家体制を作りあげるうえで、かつての武士階級の儒教的な「家」の精神的動員をあげている。そして、そのイデオロギー浸透の力として、民間信仰、祖先崇拜の慣習、教育制度をあげている。

「明治政府はすでに明治20年代に帝国憲法発布、教育勅語渙発、徴兵令施行などで、その国家体制の枠組みをほぼ完成し、この枠組みのもとで新たに形成された官僚・商工業者・労働者・農民などの諸階層を単一体に統合し、強力な国家的統一を目指して、天皇をヒエラルヒーの頂点とする家族国家体制を着々と準備していった。

この場合に、家族国家体制の基礎単位として措定されたのは、かつての武士階級の儒教的な「家」であった……。

明治民法によって構築された家族国家理念について、それを内面化するとともに、民衆の間に儒教的家族主義を浸透せしめるのに力があつたのは明治民法ではなくて、天皇制またそれと結びつけられ、民間信仰と融合していた祖先崇拜の慣習、教育制度の三つの制度であつたと考えられる。」注(5)

天皇制のイデオロギー支配として、武士階級の「家」の利用は、大きな役割を果たしたが、それは、日本資本主義の形成とともに、すべての実態的な家族制度ではなかった。

川島武宜氏は、戦前の日本の家族制度を次のように二つに類型している。

「民法に規定されているような家族制度は、武士階級の家族制度の一部分であり、しかも武士階級の家族制度はわが国の家族制度の一部分にすぎないのである。また注意しなければならぬのは、わが国に支配的な「家族制度」の教えは封建的支配階級のそれ、すなわち儒教的家族制度論であり、……

しかし、直接生産者たる農民や漁民やまた都市の小市民の家族制度は、これとはことなる別の形態をもっている。……

この二つの類型は、相互にかなりその原理をことにしながらも、民主主義的な、すなわち「近

代的」な原理（特に家族原理）に対立せしめられたときには、いずれも「前近代的」なものとして一つの共通な姿においてあらわれるのであり、……。」注（6）

明治民法の規定した家族制度は、戸主権、夫権、親権を中心として家長の絶対的権威が存在していたのであったが、この家族規範は、武士階級的家族制度＝儒教的家族制度であったことは、川島武宜氏の指摘するところであった。

それでは、民衆の家族、とくに、農民の家族制度はどうであったのか。

この点について川島氏は、「すべての家族員が、女はもとより子供も老人も、それぞれの能力に応じて家の生産的労働を分担する。

全く労働能力のないもの以外は、だれも家長の財産に全的に寄生しない。

またそのようなことは経済的に許されない。だから、そこには、儒教的家族におけるような型での家長権、その権威は存しないのである。ここでは絶対的な権威と恭順ではなく、もっと協同的な雰囲気支配する。各人が固有の生産的労働を分担することに対応して、各人は家族中で固有の地位をもち、したがって戸主権とともに、父権、夫権、主婦権等々が分化して成りたっている。

人が人を支配するというあの儒教的な上下関係のかわりに、ここには、たがいにむつみあうところの横の共同関係が存在する。……

しかし、この家族制度もまた近代的＝民主的とはいわれぬのである。ではそれは、どのような理由によってであるのか。

まず第一に、ここでも家族の「秩序」は一つの権威である。

…親分子分関係は、この二つの類型の家族関係のいずれかかあるいはいずれもの混合たる構造をもっている。」注（7）

川島氏は、農民家族において儒教的な家長の存在は否定しているが、権威への従順、親分子分関係の前近代性を問題にしている。

そして、その非民主的な家族形態の揚棄の展望として、「農民の封建的停滞的な生産様式を廃絶することであり、要するに、土地制度の根本的な近代化、および近代的な生産関係の建設こそは、問題解決の基礎条件である。」注（8）と述べている。

江守五夫氏は、川島氏の農民家族における権力分化論を批判している。

「そもそも労働集約点的な農業のもとでは家族労働の組織者＝監督者がとくに必要とされることはいうまでもなく、そしてこの家族労働の統率は、家族労働で一般に中心的な役割を荷い、かつ永年にわたって蓄積した経験とカンを有する家長によって執られたのであり、まさにそれゆえに家長は強力な権力を保持せねばならなかったのである。

まして財政的につねに緊迫せる状況に追いこまれていた一般の農民家族では、この家族労働の統率者としての家長の権力が家族員の勝手な行動を厳に抑圧すべくいやがうえにも強大なものたらねばならなかったことはいうまでもないのである。」注（9）

農民家族の家父長制の物質的根拠を家族労働の統率者の役割に江守氏は求めている。

家族という小集団においても労働を統率し、経営を維持管理する中心者は不可欠であるが、しかし、そのことは、ストレートに家父長と結びつかない。

むしろ、もっとも重要なことは、家族労働を統率することがいかにして、家父長制と結びつくかである。

江守氏は、さらに、農民家族における家父長制をもっともよく表わしているものとして人身売買の習俗をあげている。

この習俗は、明治以降の資本制のもとでの年季奉公制にうけつげられたと指摘している。

農民家族における個々の家族員は、重要な労働力であり、余剰労働力との関係によつての「人身売員」でないかぎり、農業経営に大きな障害をもつことはいうまでもない。「人身売買」ということが果して習俗として存在したかどうか疑問であるが、その実態も歴史的に異なっているのではないか。

東北等での農村の大家族では、住込の奉公人制があり、奉公人分家などの絶大な隷属性のもつ慣行が存在したが、都市への年季奉公制は、もともと封建的なギルドの職人の訓練養成として存在したのである。

しかし、戦前の日本資本主義の特殊な蓄積構造が、農村における小作貧農の困窮と対応して、その労働力を年季奉公の形態を残しながら積極的に利用したのである。

いうまでもなく、年季奉公とは一切の生活が資本によってかこわれることであり、労働過程だけの資本の従属でない。

小作貧農にとって、子女を年季に出すことは、口べらしとしての役割があり、更に、前借金として一時的に金銭が入ることによって、家計維持・土地取上げ防止の意味をもったのである。

戦前における「人身売買」は、農村の困窮であり、家父長制そのものの構造が第一義的ではない。しかし、困窮状況が理由とはいえ、家長が、なにゆえに子女を「人身売買」できるのかを解明しなければならない。

戦前の農村での「人身売買」の問題を江守氏は、家父長制的奴隷制と次のように規定している。

「……家父長制的な人身支配は、単に人身売買のみならず、それと密接不可分に結びついて古くから行われてきた身売的年季奉公契約にも当然あらわれているのであり、……。前借金はもとよりとして、その賃金も農家の家長に支払われたし、雇傭契約自体も家長と工場主との間で結ばれたのである。それはまさしく家長の所有する（奴隷的な）労働の貸借 (locatio conduction operarum) にほかならず、その意味で家父長制的奴隷制の実質をおびていたのである。」注 (10)

農民家族の家父長制の根拠は、江守氏のように、子女の「人身売買」の存在によって直接的に説明されるものでない。

また、戦前における小作貧農の子女の前借的年季奉公制の存在は、農民家族の家父長制的奴隷制という概念にも納得できない。

家父長制的奴隷制は、古代家族の概念であり、戦前の農民家族内の家父長とその子女を奴隷的生

産関係に置き替えて説明することは時代錯誤も著しい。

戦前の前借的年季奉公制は、封建的なギルド的労働組織を特殊日本的な資本主義的低賃金構造が利用したために存在したのである。

封建的なギルド組織は、技術を独占的に確保するためのものであり、その技術の養成は、徒弟制で行なわれたことはいうまでもない。

徒弟制は、親方や棟梁の家に住み込み、そこでは、家族の一員として全生活をゆだねながら技術を習得したのである。

技術の独占的確保は当然ながら技術の秘密が要求され、徒弟は、自由に暇取りも許されなかった。そこでは、ギルドによる技術の世襲制が行なわれていたのである。

これらの封建的ギルド労働慣行が、資本主義的に編成されたことが、戦前の子女の「人身売買」を作り出した根拠である。

奉公に出すという封建的職人養成の慣行が「人身売買」に転化したのである。

ところで、「人身売買」へ子女を出す小作貧農の家父長は、子供の人権への確立を客観的に要求した。

大正末期より昭和初期の農村の慢性的不況の中での小作貧農の子女の「人身売買」の頻繁化等は、児童虐待防止法（1933年）を制定させる社会的背景となった。

この法律によって、親権の乱用の禁止、親権喪失の制裁等の家父長的親権の絶対性が、社会的に問題にされうる条件を作ったのである。

しかし、この法律の実施状況は、きわめて不十分であった。

「1937年（昭和12年）の資料によると、法第2条（親権の乱用その他の禁止）によって保護処分をうけた児童数は男190、女142、計332人、第7条（禁止・制限行為）に対する違反件数452件、このうち起訴されたもの5件にすぎなかった。おそらく、このような数字をみるまでもなく、児童虐待防止法は単なる対症法にすぎず、それによる処分は焼石に水であったというべきであろう。」注（11）

戦前民法規定の親権の絶対性の中で、子供の権利を問題にせざるをえなかったことは、ほとんど内実化しなかったとはいえ、家父長制の矛盾を社会的に、露呈させることで大きな意味があった。

前借的年季奉公等にみられた「人身売買」は、マルクスが資本論の「機械と大工業」の中で児童労働と家族制度についてのべたことと、本質は同じである。

「大工業は古い家族制度とそれに対応する家族労働との経済的基礎とともに古い家族関係のものも崩壊させるということをし、いやおうなしに認めさせた。

子供の権利が宣言されざるをえなくなった。……

親の権力の乱用が資本による未熟な労働力の直接間接の搾取をつくりだしたのではなく、むしろ逆に、資本主義的搾取様式が親の権力を、それに対応する経済的基礎を廃棄することによって、一つの乱用にしてきたのである。」注（12）

